

## 第 5 期仙台市介護保険事業計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨

介護保険事業計画は、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、3年を1期として定めるものとされており、計画に掲げる事項は、介護保険法に次のとおり規定されています。

第5期介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間です。

#### 介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）

- 日常生活圏域ごとの各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数
- その他の介護給付費等対象サービスの種類ごとの量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 各年度における地域支援事業に要する費用の額、地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業に関する事項
- 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業に関する事項
- その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

#### 【平成24年度からの介護保険法の改正により追加される事項】

- 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項
- その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

### 2 事業計画策定にあたっての基本的考え方

- (1) 介護保険法第117条の規定に基づき、老人福祉法に規定される老人福祉計画（仙台市高齢者保健福祉計画）と一体のものとして策定するとともに、「仙台市基本計画」はもとより、社会福祉法に規定される地域福祉計画（仙台市地域保健福祉計画）などの関連する他の計画と調和のとれたものとします。
- (2) 本年5月に策定されました「仙台市震災復興ビジョン」及び本年10月末を目途に策定されます「仙台市震災復興計画」を踏まえた計画の策定を進めます。
- (3) 国が示す第5期介護保険事業計画の基本的考え方（地域包括ケアの推進）
  - ① 第5期介護保険事業計画の作成にあたっては、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づき取り組むことが重要である。

- ② 全国一律の画一的なものではなく、各地域ごとの地域特性等の実情に応じたシステムである地域包括ケアシステムの構築を推進するにあたっては、地域課題、地域資源の状況、高齢化の進展状況等、地方自治体によって、それぞれ状況が異なることから、地方自治体の実情に応じて優先的に取り組むべき重点事項を、地方自治体が判断して第5期介護保険事業計画に位置付ける等、段階的に計画の記載内容を充実させることが重要である。

### 3 事業計画策定の体制

本事業計画の策定にあたっては、「仙台市高齢者保健福祉計画」策定のためのご審議をいただいている「仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会」と合同で、ご審議をいただく予定であります。

### 4 審議事項（案）

本事業計画の策定に向けて、今後ご審議いただく主な項目は以下のとおりです。

【現時点において、国が示している事業計画の策定にあたって掲げる目次項目】

- 計画策定にあたって
- 高齢者・要介護（要支援）認定者の現状
- 介護保険事業の現状（給付実績の現状、サービス基盤の現状）
- 介護保険事業計画の概要（人口及び被保険者数の推計、要介護（要支援）認定者数の推計、サービス利用者数及び利用量の見込みの推計）
- 介護給付費等対象サービスの計画（居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、施設サービス、各サービス別給付費の推移）
- 地域支援事業（地域支援事業の現状、地域支援事業の展開）
- 重点的に取り組むことが望ましい事項（高齢者に相応しい住まいの計画的な整備、在宅医療の推進、認知症支援策の充実、生活支援サービス）
- 第1号被保険者保険料の見込み
- サービス基盤整備（広域分、地域密着分）
- 互助・インフォーマルな支援計画

### 5 策定スケジュール（案）

- 7～10月 計画構成案（基本目標、重点課題、基本視点、施策体系等）  
第4期事業計画の振り返り  
第5期事業計画の施策展開の方向性  
介護給付費等サービス種類ごとの量の見込み
- 11月 中間案（介護保険事業費の見込、保険料段階の設定、介護保険料の試算）
- 12月 パブリックコメントの実施
- 1月 最終案
- 2月 答申案、答申